

公募設置管理制度(Park-PFI)導入検討支援業務委託  
採点基準表(第1次審査)

1次審査(書類審査)										
候補者名		記入者								
1 基本事項の評価(事務局採点)		劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	満点
1	2	3	4	5						

(1)	事業者概要及び業務実績【様式4】 ※事務局採点	・事業者は仕様書で定める豊富な業務実績を有しているか。 【採点の考え方】(1)及び(2)の合計ptを得点とする。  (1)発注者が東京都特別区である、Park-PFIを活用した事業において、導入可能性検討業務や事業者選定、協定書締結等に携わった実績 (9件以上)5pt、(7・8件)4pt、(5・6件)3pt、(3・4件)2pt、(1・2件)1pt、(0件)失格  (2)令和7年9月17日までに開業に至ったPark-PFIを活用した事業において、導入可能性検討業務や事業者選定、協定書締結等に携わった実績 (13件以上)5pt、(10~12件)4pt、(7~9件)3pt、(4~6件)2pt、(1~3件)1pt、(0件)失格  ※複数年にまたがる業務については、またがる年度分を件数としてカウントする (例:2か年に渡る業務の場合→2件カウント)	-	-	-	-	-				10
(2)	専門技術力(実績) 【様式5】 ※事務局採点	・業務責任者及び主たる業務担当者は仕様書に定める業務実績を有しているか。 【採点の考え方】業務責任者及び主たる業務担当者について、それぞれ(1)及び(2)でptを算出し、合計ptに応じて以下の得点とする。 (1~2pt)6点、(3~4pt)12点、(5~6pt)18点、(7~8pt)24点、(9~1pt)30点  (1)発注者が東京都特別区である、Park-PFIを活用した事業において、導入可能性検討業務や事業者選定、協定書締結等に携わった実績 (5件以上)5pt、(4件)4pt、(3件)3pt、(2件)2pt、(1件)1pt、(0件)失格  (2)令和7年9月17日までに開業に至ったPark-PFIを活用した事業において、導入可能性検討業務や事業者選定、協定書締結等に携わった実績 (9件以上)5pt、(7・8件)4pt、(5・6件)3pt、(3・4件)2pt、(1・2件)1pt、(0件)失格  ※複数年にまたがる業務については、またがる年度分を件数としてカウントする (例:2か年に渡る業務の場合→2件カウント)	-	-	-	-	-			30	
(3)	専任性(手持ち業務量) 【様式5】 ※事務局採点	・総括責任者又は業務担当者が他の業務(案件)を担当せず、本件に専任となっているか。 (事務局が客観的視点により採点) 業務責任者が専任、業務担当者(1名以上)が専任 5点 業務責任者が専任、業務担当者の専任がない 4点 業務責任者が他に1件以上(業務担当者の選任は問わない) 3点 業務責任者が他に2件以上又は総額500万以上を兼任(業務担当者の選任は問わない) 2点 業務責任者が他に3件以上又は総額750万以上を兼任(業務担当者の選任は問わない) 1点						×2		10	
2 企画提案の評価		劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	満点	
1	2	3	4	5							
(1)	業務従事予定者の配置計画及びスケジュールについて【様式6】	・業務従事者の配置は期間内に必要な業務遂行が十分に見込める体制か ・期間内に必要な業務遂行が可能なスケジュールになっているか					×4			20	
(2)	Park-PFI活用による魅力及び利便の向上について【様式7】	【Park-PFIについての理解度及び分析力の確認】 ・Park-PFIについて理解し、事業として成立する提案となっているか ・利用実態調査結果等から区民ニーズを的確に捉えているか ・Park-PFI活用による魅力及び公園利用者の利便の向上について具体的かつ論理的に提案されているか					×6			30	
(3)	Park-PFIの導入可能性のある公園の選定方法について【様式8】	【本業務を遂行する上での実現性・具体性の確認】 ・公園選定の過程が具体的かつ論理的な提案になっているか ・サウンディング調査について、具体的な提案がされているか					×10			50	
(4)	Park-PFI導入までの検討フロー及びスケジュールとそれに関する課題、その対応手法について【様式9】	【Park-PFI導入までを見通した継続性の確認】 ・実現可能な開業までの検討フローとスケジュールが提案されているか ・他自治体事例や経験等を基に、具体的な導入までの課題が提案されているか ・課題に対する対応手法が的確かつ実現可能な内容となっているか(特に、区民及び周辺住民、既存店舗への配慮)					×8			40	
3 見積額の評価(事務局採点)		劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	満点	
1	2	3	4	5							
(1)	見積価額 ※事務局採点	・参考事業規模に対する見積額により採点 【事業規模が9,988千円で、下限を事業規模の85%で設定】 (1点)9,988千円(100%) (2点)9,489千円以上9,988千円未満(95%以上) (3点)8,989千円以上9,489千円未満(90%以上) (4点)8,490千円以上8,989千円未満(85%以上) (5点)8,490千円未満(85%未満)					×2			10	
1次審査合計点								0	200		

加点項目 ア～オの各項目に該当する場合、事務局採点配点の合計の5%(小数点以下切上げ)を一時評価点に加点します。 ※事務局採点配点の満点(300点)の5%は15点なので、最大75点(15点×5項目)加点されます。	事務局採点配点の満点(60点×5委員分)	300点
--	----------------------	------

ア 区内事業者優遇 区内事業者の場合に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点
イ ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価 港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定、厚生労働省次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条の認定又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の認定を受けている事業者に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点
複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点
ウ 障害者雇用の評価 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点
エ 環境配慮に対する評価 ISO14001の認証等に参加している又はMINATO再エネ100電力利用事業者認定を受けている事業者に、事務局採点項目の配点(満点)の5%を加点
複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点
オ 災害協定活動に対する評価 区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点

講評等(ポイントとなった事項など)